

北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく  
指定外来種の指定の解除について

## 1 解除の理由

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、指定外来種に指定している「アメリカザリガニ」について、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）に基づく特定外来生物に指定された（令和5年（2023年）6月1日施行）。

条例により指定をすることができる外来種は、法により指定された特定外来生物を除くこととされており、本件対象種が法に基づく特定外来生物に指定されたことにより、条例上は指定することができない外来種を指定していることとなり、条例第32条第9項に規定する指定を継続することが適当でないと認められるときに該当することとなることから、条例による指定を解除しようとするものである。

## 条 例 抜 粋

（指定外来種の指定等）

第32条 知事は、外来種（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）第2条第3号に定める特定移入動物を除く。）のうち、道内又は道内の特定の地域における生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるものを、指定外来種として指定することができる。

2～8 （略）

9 知事は、事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。


10 （略）

## 2 経過・今後の対応

区 分	内 容
平成27年12月	アメリカザリガニを条例に基づく指定外来種に指定（H28.6.19施行）
令和3年1月 ～8月	外来生物対策のあり方検討会の開催 《外来生物対策の今後のあり方に関する提言》取りまとめ →特定外来生物の効果的な指定 ・大量遺棄等による弊害を軽減した規制の仕組みの構築
令和4年5月	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律公布 →特定外来生物について、当分の間、種類ごとに、規制の全部又は一部を適用除外することを可能とする法整備 = <u>条件付特定外来生物</u> （令和5年4月1日施行） ※アメリカザリガニは飼育等及び譲渡し等の一部規制が適用除外となる。 【理由】 ・広く飼育されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれがある
令和5年1月	改正政令公布 →アメリカザリガニを特定外来生物に指定及びその規制の一部を当分の間適用除外とする（令和5年6月1日施行）
5月	北海道環境審議会への諮問・答申 北海道公報により指定解除を告示（5月下旬を予定）

【参 考】

○ 指定解除対象種の概要

科名	アメリカザリガニ科
種名 (学名)	アメリカザリガニ ( <i>Procambarus clarkii</i> )
分布	北海道外（北アメリカ南部）
掲載リスト トガゴリ	道：A3（生態系への影響が報告又は懸念） 国：総合対策外来種のうち緊急対策外来種
写真	
指 定 状 況	条 指定外来種の指定（H28.6.19施行） 【指定理由】 ・本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため
	例 特定外来生物の指定及び一部規制の適用除外（R5.6.1施行） 【指定理由】 ・既に日本全国に広く定着しており、水生植物の消失や水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こしているほか、魚類や両生類などの生息に悪影響を及ぼしている。また、ザリガニペスト（アファノマイセス菌）や白斑病のキャリア（保菌者）になることから、ニホンザリガニの生息地に侵入すれば、ニホンザリガニを含む淡水生態系に大きな影響を与える可能性がある。 令和2年度時点の飼育数は約65万世帯/540万匹と推定され、身近な水生生物として親しまれて釣りや飼育が多く行われており、飼育個体等の放逐による拡散リスクが常に存在する。

○ 主な規制内容等

区分	条例による規制	法による規制
規制範囲	北海道内	日本国内
規制内容	○個体の放つこと等の禁止（35条） ・中止命令等（36条）	○個体の飼養等の禁止 ・飼養等の禁止（4条） ※当分の間、販売又は頒布の目的以外の目的のものは適用除外 ・輸入等の禁止（7条） ・譲渡し等の禁止（8条） ※当分の間、販売若しくは購入又は頒布にあたらぬものは適用除外 ・放出等の禁止（9条）
	○飼養者及び販売者の義務 ・特定飼養等施設での飼養等（33条）	○飼養等の許可（5条） ・学術研究又は販売等の目的
罰則	○30万円以下の罰金（36条）	○3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（4条（販売又は頒布の目的）、7条、8条（販売又は頒布）9条） ○1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（4条、8条（ともに上記以外））